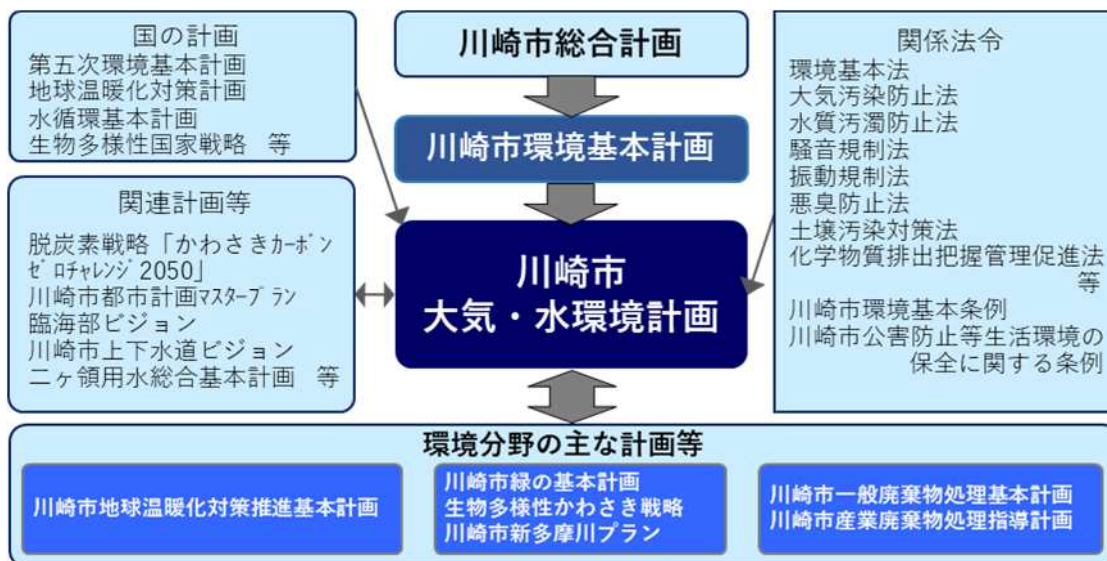


# 1 川崎市大気・水環境計画

## (1) 計画の位置づけ及び対象

### ア 位置づけ

川崎市総合計画で定めるめざす都市像「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまちかわさき」を環境面から実現していく役割を担い、環境行政を総合的かつ計画的に推進するための基本指針である環境基本計画が掲げる環境要素のうち、川崎市大気・水環境計画では大気や水などの環境保全分野の考え方や目標、施策体系、具体的な取組を示し、施策の推進を図るとともに、環境基本計画が取組を推進する分野のうち、大気や水などの環境保全分野を担う「個別計画」として位置づけています。



### 位置づけ

### イ 対象

同計画では、環境基本計画における環境要素「大気や水などの環境保全」を形成する大気環境（大気、騒音、振動、悪臭）、水環境（水、土壌、地盤）、化学物質（大気や水などの環境に含まれるもの）を対象としています。また、大気や水などの環境に関する市民の実感の向上をめざす取組も進めていきます。

## (2) 計画期間

令和4（2022）年度から令和12（2030）年度まで

## (3) 目標

### ア 川崎市大気・水環境計画が目指すもの

同計画では、環境基本計画における「大気や水などの環境保全」の目標「大気や水などのきれいさや安全性を守るとともに、化学物質による環境リスクを低減させるなど、更なる地域環境の改善をめざす」の実現に向け、市民や事業者の連携・協力・参加を促進することで、より良い環境づくりを共に進めていく必要があります。そのため、大気や水などの環境保全分野における考え方や目標、具体的な施策等を体系的に分かりやすくとりまとめ、**だれもが、健全で良好な大気や水などの環境を育み、将来にわたり安心して快適に暮らせるまちの実現**をめざしています。

イ 目標

(ア) 大気環境のめざす状況

大気環境は、これまでの法律や条例に基づく取組などにより大幅に改善しているものの、二酸化窒素は対策目標値（環境基準）の下限値の達成までには至っておらず、微小粒子状物質（PM2.5）は環境基準に近い濃度で推移しており、光化学スモッグ注意報は毎年発令されている状況にあるため、「**二酸化窒素濃度の更なる低減**」、「**PM2.5 濃度の更なる低減**」、「**光化学スモッグ注意報発令0日**」に向けて「**光化学オキシダント高濃度の低減**」を主なものとして、各種取組を推進することで**大気環境全体の負荷の低減**をめざします。

大気環境のめざす状況

目標	成果指標	策定時の値 〔R2(2020) 年度〕	目標 〔R12(2030) 年度〕
●二酸化窒素の対策目標値（環境基準）下限値（0.04ppm）の達成	二酸化窒素の対策目標値（環境基準）下限値（0.04ppm）以下を達成した測定局の割合	58.8%	77.8%
●PM2.5の環境基準の達成維持	PM2.5の環境基準を達成した測定局の割合	100%	100%
●光化学スモッグ注意報発令0日	光化学スモッグ注意報の発令日数	2日	0日
●光化学オキシダント高濃度の低減	光化学オキシダント環境改善評価指標値	0.0106 ppm	0.0103 ppm

(イ) 水気環境のめざす状況

水環境は、これまでの法律や条例に基づく監視・指導により大幅に改善し、河川の生物化学的酸素要求量（BOD）は全地点で環境基準値に適合し、海域の化学的酸素要求量（COD）は運河部で環境基準値に適合しています。しかし、近年、海域のCODは上昇傾向が見られるため、引き続き**環境基準値の適合**をめざすとともに、河川水質の更なる改善に向けた生活排水対策等の推進や、海域の水質改善に向けた汚濁原因の調査研究及び広域連携の取組を推進します。また、**水質と生息する水生生物の関係**を利用して、「きれいな水」の指標となる魚類の生息地点数から水質改善の程度を市民に知ってもらうことなど、水環境の構成要素である**水量、水質、水生生物、水辺地**を総合的に捉えた**施策を関係機関と連携して推進**し、より良い水環境をめざします。

水環境のめざす状況

目標	成果指標	策定時の値 〔R2(2020) 年度〕	目標 〔R12(2030) 年度〕
●河川のBOD及び運河部のCODの環境基準値適合	河川のBOD及び運河部のCODの環境基準値の適合地点の割合	100%	100%
●「きれいな水」の指標魚種の生息地点の増加	「きれいな水」の指標魚種の生息地点の割合	75%	100%

(ウ) 化学物質対策のめざす状況

市内における化学物質の環境への排出量は、事業者の努力などにより大幅に削減されていますが、近年、削減が鈍化傾向であり、また、取り扱っている化学物質の種類及び量が多いことから、今後も、**第一種指定化学物質の総排出量を増加させない**よう、排出量抑制に向けた取組の促進を図ります。また、化学物質による環境リスクの低減に向けて、**事業者による自主的な取組を促進し**、個々の化学物質の環境リスクを考慮した**適正管理に係る施策を推進**します。さらに、化学物質による環境リスクに関する情報共有等に向けた環境・リスクコミュニケーションに係る施策を推進するなど、市民や事業者等の理解を促進します。

**化学物質対策のめざす状況**

目標	成果指標	策定時の値 〔R元(2019) 年度〕※	目標 〔R11(2029) 年度〕
●市内のPRTR対象事業所から排出される化学物質の総排出量の維持又は低減	PRTR対象事業所から排出される第一種指定化学物質の総排出	965 t	965 t 以下

※令和元(2019)年度の排出量は、令和2(2020)年に事業者から届出されたものを、国が集計し令和3(2021)年に公表

(エ) 市民実感のめざす状況

大気や水などの環境は大きく改善した一方で、市民の満足度は必ずしも高くなく、大気や水などの環境については特段の関心も示していないことから、更なる環境負荷の低減を図るとともに、世代ごとに合わせた分かりやすい情報発信や、身近な環境に親しむ取組などを通じて関心を高め、市民参加を促し、環境配慮意識や環境が良好であるという実感の向上を図ります。

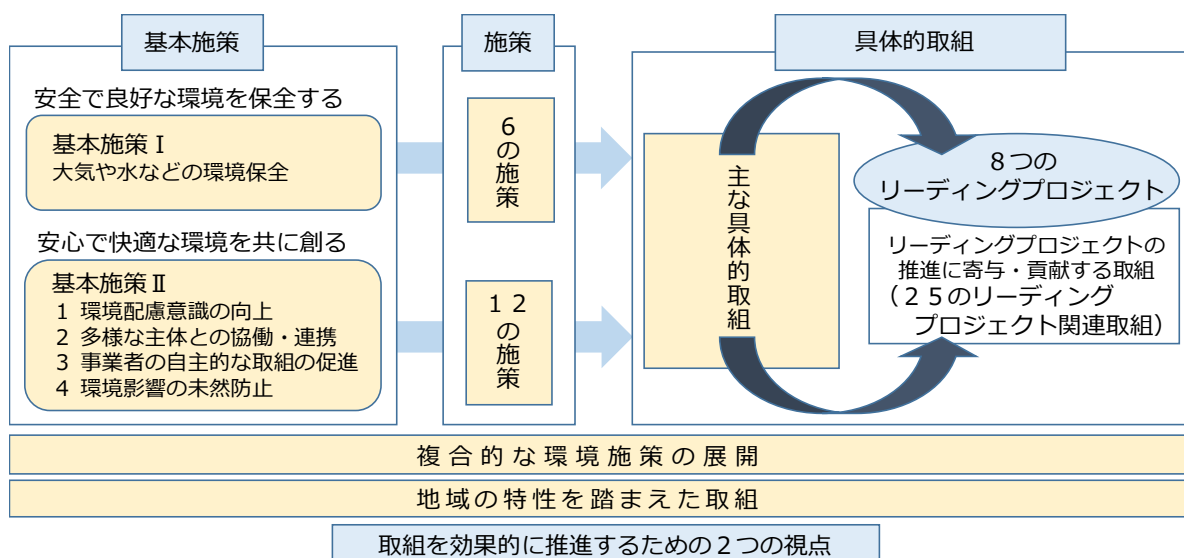
**市民実感のめざす状況**

目標	成果指標	策定時の値 〔R2(2020) 年度〕	目標 〔R12(2030) 年度〕
●大気や水などの環境が良好であるという市民実感の向上	市内の空気や川、海のきれいさの満足度(かわさき市民アンケート「生活環境の満足度」)	52.9%※	55.0%

※「満足している」「まあ満足している」の合計の過去5年間の平均値

(4) 施策の構成と体系

ア 基本施策の構成



施策の構成図

イ 施策体系

目 標

- 二酸化窒素の対策目標値（環境基準）下限値（0.04ppm）の達成
- PM2.5の環境基準の達成維持
- 光化学スモッグ注意報0日
- 光化学オキシダント高濃度の低減

本計画がめざすもの


だれもが、健康で良好な大気や水などの環境を育み、将来にわたり安心して快適に暮らせるまちの実現

基本施策の方向性Ⅰ 安全で良好な環境を保全する







**基本施策**

**基本施策Ⅰ-1 大気や水などの環境保全**  
**【環境保全の基盤となる取組】**

環境基準の達成・維持などのため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、土壌汚染対策法などの法律や市条例に基づく事業所等の監視・指導や環境モニタリング、苦情相談への対応等に引き続き取り組むとともに、緊急時に適切な対応を行う。




**施策**




- ① 大気環境に係る事業所等の監視・指導 
- ② 水環境に係る事業所等の監視・指導 
- ③ 大気環境に係るモニタリングの実施 
- ④ 水環境に係るモニタリングの実施 
- ⑤ 苦情相談及び緊急時等への対応 
- ⑥ 大気や水などの生活環境保全に係る取組の実施 

基本施策の方向性Ⅱ 安全で快適な環境を共に創る

**基本施策Ⅱ-1 環境配慮意識の向上**


市民の環境配慮意識の向上を図り、環境配慮行動の促進により更なる環境負荷の低減をめざす。また、情報発信の手法や内容を広報の対象となる世代ごとに分かりやすく整理し、効果的な情報発信や環境教育を推進するなど情報を適切に伝えることで実感の向上を図る。






- ① 大気や水辺に親しむ取組の推進 
- ② 環境教育・環境学習の推進 
- ③ 効果的な情報発信の推進 

**基本施策Ⅱ-2 多様な主体との協働・連携**


市民が大気や水などの環境について関心を持てるよう、市民や市民団体と協働・連携する取組を推進する。また、光化学オキシダント、PM2.5等の大気汚染や海域の水質などの広域的な課題を解決するため、近隣自治体との広域連携や、事業者・学術機関との連携を強化する。






- ① 市民協働・連携の取組 
- ② 広域連携等の推進 
- ③ 優れた環境技術の活用による国際貢献に向けた連携の推進 

**基本施策Ⅱ-3 事業者の自主的な取組の促進**

環境負荷の更なる低減を図るため、事業者の自主的な取組を促進する。また、率先して環境配慮に取り組む事業者を支援する。







- ① 交通環境配慮行動の促進 
- ② 事業者の自主的な取組の支援 
- ③ 事業者との情報共有の促進 

**基本施策Ⅱ-4 環境影響の未然防止**

人の健康や環境への悪影響を未然に防ぐことをめざすため、環境影響を低減する取組を推進する。また、市民・事業者がお互い環境に対する正しい認識を持てるよう情報共有を図る。

リスク = 有害性 × 曝露量



- ① 化学物質の適正管理と理解の促進 
- ② 環境影響の低減に向けた取組 
- ③ 環境影響の低減に向けた調査研究 

**水**

- 河川のBOD及び蓮河部のCODの環境基準値適合
- 「きれいな水」の指標魚種の生息地点の増加

**化学物質**

- 市内のPRTR対象事業所から排出される化学物質の総排出量の維持又は低減

**市民実感**

- 大気や水などの環境が良好であるという市民実感の向上

主な具体的取組	取組を効果的に推進するための2つの視点	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気環境に係る法律や市条例等に基づく立入調査</li> <li>・大気環境に係る法律や市条例等に基づく届出等の審査・指導</li> <li>・石綿（アスベスト）飛散防止対策に係る届出等の審査・指導</li> <li>・水環境に係る法律や市条例等に基づく立入調査</li> <li>・水環境に係る法律や市条例等に基づく届出等の審査・指導</li> <li>・土壌汚染に係る届出等の審査・指導</li> <li>・大気環境の監視</li> <li>・光化学オキシダントに係る監視</li> <li>・河川、海域の水質調査</li> <li>・地下水質の監視</li> <li>・精密水準測量による地盤沈下量の監視</li> <li>・騒音、振動に係る苦情相談対応</li> <li>・悪臭、ばい煙、粉じん等に係る苦情相談対応</li> <li>・事故時の対応</li> <li>・災害時の対応</li> <li>・水処理センターの高度処理化の推進</li> <li>・合流式下水道の改善の推進</li> <li>・下水道利用の促進</li> <li>・河川改修事業の推進</li> </ul>	複合的な環境施策の展開	地域の特性を踏まえた取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>水辺の親しみやすさ調査を活用した環境配慮意識の向上</b></li> <li>・水辺に親しめる河川環境整備の推進</li> <li>・水環境に係る調査及び普及啓発（河川の生物調査など）</li> <li>・大気を身近に感じる環境調査等の取組の推進</li> <li>●<b>環境シビックプライドの醸成による環境配慮行動の促進</b></li> <li>・水辺に親しむイベント等の実施</li> <li>・地域環境リーダーの育成</li> <li>・「エコシティたかつ」推進事業の取組</li> <li>・多様な世代に合わせた情報発信</li> <li>・地域ごとの取組や環境データの情報発信</li> <li>・情報発信等による次世代自動車の普及促進</li> <li>・自転車の活用に向けた取組の推進</li> <li>●<b>市民創発型の地域環境改善に向けた「自分ごと化」の推進</b></li> <li>●<b>市民参加型の大気を身近に感じる機会の創出</b></li> <li>・緑のボランティアなどの活動支援</li> <li>・ごみの減量化・資源化の推進に向けた取組</li> <li>・他自治体連携による取組</li> <li>・国、自治体等が連携した東京湾の環境調査</li> <li>・新多摩川プランにおける市民や流域自治体との協働・連携</li> <li>・国際的な環境保全活動への支援・連携</li> <li>・環境関連ビジネスの創出及び海外展開の支援</li> <li>●<b>次世代自動車のインフラ環境整備に向けた事業者連携による取組</b></li> <li>●<b>EVカーシェアリングを活用した交通行動変容に向けた取組</b></li> <li>・市バス車両の脱炭素に向けた取組の推進</li> <li>・エコ運搬制度の運用</li> <li>・工場・事業場の自主的取組を促す取組の推進（環境行動事業所制度の運用）</li> <li>・VOC等排出削減に向けた取組の推進（事業者等の排出状況の把握及び自主的削減取組の支援）</li> <li>・中小企業への円滑な資金供給等の推進</li> <li>・脱炭素化に向けたエコ化支援の推進</li> <li>・事業者交流の取組（事業者との連絡会など）</li> <li>・事業者等のネットワークの機能強化に向けた取組の実施</li> <li>●<b>環境リスク評価を活用した化学物質管理の促進</b></li> <li>・環境・リスクコミュニケーションの促進</li> <li>●<b>新たな知見による光化学スモッグ発生抑制に向けた取組の推進</b></li> <li>・環境影響評価の推進</li> <li>・交差点などにおける渋滞緩和対策の推進</li> <li>・街路樹の適正な維持管理の推進</li> <li>・大気環境に係る調査研究（光化学オキシダントやPM2.5等に係る調査研究など）</li> <li>・水環境に係る調査研究（公共用水域における水質改善に係る調査研究など）</li> <li>・化学物質に係る調査研究（環境リスク評価に係る調査研究など）</li> </ul>		
	主要な環境分野 ○脱炭素化 ○自然共生 ○資源循環	地域区分 ○南部 ○中部 ○北部
	複合的な取組につなげる	市民実感の向上につなげる

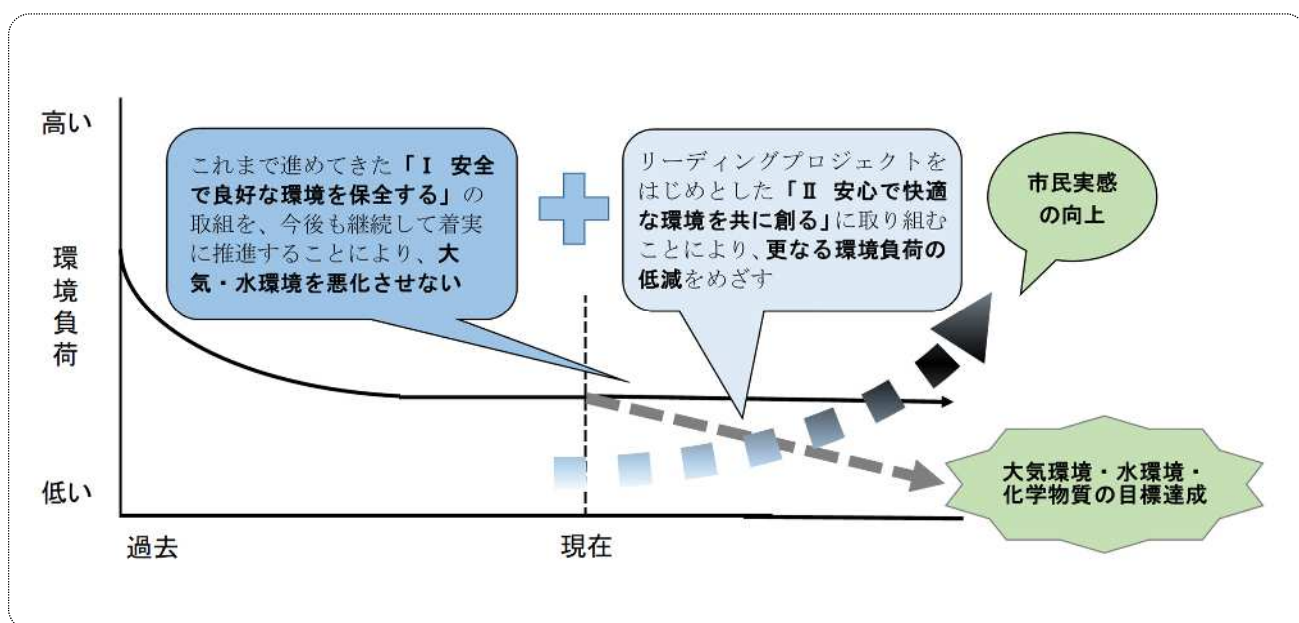
※主な具体的取組の太字はリーディングプロジェクトを表しています。

(5) 取組推進イメージ

大気や水などの環境分野には、大気、水、騒音、振動、土壌など様々な要素があり、従来から環境関連法や「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」（以下「市条例」といいます。）に基づく取組が進められてきました。これらの主に規制を中心とした取組は、環境を保全するための基盤となる取組であり、今後も着実に推進すべき重要な取組として、「Ⅰ 安全で良好な環境を保全する」に位置づけています。

また、更なる環境負荷の低減を図るとともに、市民実感の向上をめざすためには、効果的な情報発信や環境教育を推進することで環境配慮意識の向上を図り、市民や事業者の連携・協力・参加を促進する必要があります。このため、こうした視点を加えた取組として、「Ⅱ 安心で快適な環境を共に創る」に位置づけています。

本計画では、「Ⅰ 安全で良好な環境を保全する」及び「Ⅱ 安心で快適な環境を共に創る」に位置づけられている取組を効果的に推進することで、大気環境・水環境・化学物質・市民実感の項目ごとに設定した目標の達成をめざしています。

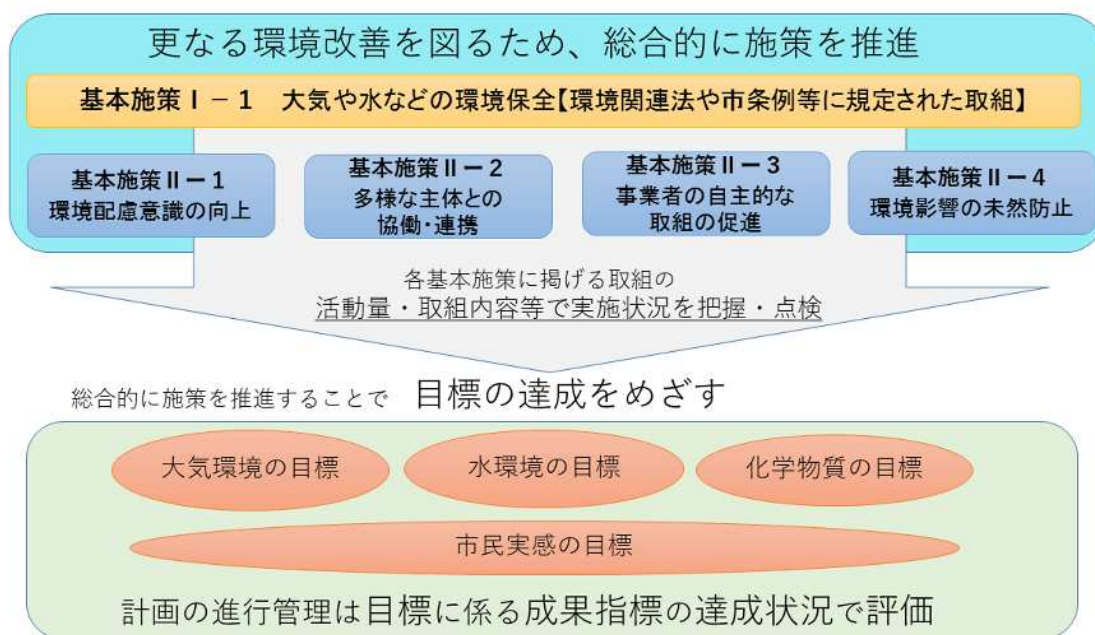


本計画による取組推進のイメージ

(6) 基本施策と目標・指標の関係

本計画の目標は、大気環境・水環境・化学物質・市民実感の項目ごとに設定していますが、これらの目標を達成するためには、基本施策Ⅰに位置づけられている従来からの環境関連法や市条例等に基づく取組だけでなく、基本施策Ⅱに位置づけられている環境配慮意識の向上を図るための取組である、効果的な情報発信や環境教育等の推進に加えて、市民や事業者の連携・協力・参加の促進を図るといった取組も含めて、総合的に実施する必要があります。こうした本計画の基本施策と大気環境・水環境・化学物質・市民実感の各目標との関係を図示すると下図のようになります。

本計画の進行管理は、大気環境・水環境・化学物質・市民実感の各目標に係る成果指標で評価し、リーディングプロジェクトを含めた具体的取組については、毎年度、各取組の活動量や取組内容等の実施状況を把握し点検することにより、効果的に取組を推進しています。



基本施策と目標・指標の関係図